

平成22年度 事業原簿（ファクトシート）

平成22年 4月 1日作成

平成23年 5月 現在

制度・施策名称	新エネルギー設備・機器の導入支援			
事業名称	新エネルギー利用等債務保証制度	コード番号：P97043		
担当推進部	エネルギー対策推進部			
事業概要	<p>新エネルギー利用等債務保証制度は、平成10年1月に新エネルギー利用等を行おうとする法人等（法人を設立しようとする者を含む。）が主務大臣の認定を受けた利用計画の実行に要する資金を金融機関から借り入れる場合に、その借入れが円滑に行われるための支援措置として創設された制度である。</p> <p>具体的には、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（以下、「新エネ法」という）に基づいて新エネルギー利用計画の認定を受けた事業者に対して、保証対象債務の一部を当機構が保証するものである。</p>			
事業規模	事業期間（受託期間）：平成9年度～平成22年度（百万円）			
		H9～H21 （総額実績）	H22 （実績）	合計
	基金額	2,000	2,000	—
	保証枠	30,000	—	—
	保証引受額 ※各年度採択ベース	12,878	引受停止	12,878
保証残高 ※各年度末時点	6,350	5,560	—	
1. 事業の必要性				
<p>地球環境問題が顕在化してきている現在、新エネルギー利用等の加速的な促進に対して国は積極的な取り組みを進めており、先進的な新エネルギー導入事業者を積極的に支援することで新エネルギーの大幅な導入拡大を促すこととしている。</p> <p>本制度は、上記の支援策の一つとして新エネ法に基づいた新エネルギー利用等に関する計画に係る主務大臣の認定を受けた事業者が、当該新エネルギー利用等の計画実施に伴い必要となる資金の金融機関からの借入れが円滑に行われるようにすることを目的として創設されたものであり、社会的・経済的意義を有している。</p>				
2. 事業の目標、指標、達成時期、情勢変化への対応				
① 目 標				
<p>新エネ法に基づく大臣認定を受けた事業の申込みに対して、金融機関と連携を図って保証履行リスクを可能な限り少なくして債務保証を行い、国内の新エネルギー導入促進に貢献することを目標とする。</p>				
② 指 標				
債務保証委託引き受け件数・金額、保証債務履行件数・金額				
③ 達成時期				
平成22年度				

④情勢変化への対応

- ・「経済産業省所管独立行政法人の改革について（平成22年4月19日経済産業省）」を踏まえ、平成22年6月30日付けを以て新規引受を停止。

3. 評価に関する事項

①評価方法

毎年度評価：平成23年5月

②評価方法

毎年度評価：債務保証実績等を踏まえて内部評価を実施。

[添付資料]

- (1) 平成22年度事業評価書

平成 22 年度 事業評価書

	作成日	平成 23 年 8 月 1 日
制度・施策名称	新エネルギー設備・機器の導入支援	
事業名称	新エネルギー利用等債務保証制度	コード番号：P97043
担当推進部	エネルギー対策推進部	
0. 事業実施内容		
<p>新エネルギー利用等債務保証制度は、平成 10 年 1 月に新エネルギー利用等を行おうとする法人等（法人を設立しようとする者を含む。）が主務大臣の認定を受けた利用計画の実行に要する資金を金融機関から借り入れる場合に、その借入れが円滑に行われるための支援措置された制度である。</p> <p>具体的には、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（以下、「新エネ法」という）に基づいて新エネルギー利用計画の認定を受けた事業者に対して、保証対象債務の一部を当機構が保証するものである。</p> <p>尚、平成 22 年度においては、新規債務保証案件の採択はなかった。また、平成 22 年度までの債務保証の委託引き受け実績は 22 事業となっている。</p>		
1. 必要性（社会・経済的意義、目的の妥当性）		
<p>地球環境問題が顕在化してきている現在、新エネルギー利用等の加速的な促進に対して国は積極的な取り組みを進めており、先進的な新エネルギー導入事業者を積極的に支援することで新エネルギーの大幅な導入拡大を促進してきた。</p> <p>本制度は、上記の支援策の一つとして新エネ法に基づいた新エネルギー利用等に関する計画に係る主務大臣の認定を受けた事業者が、当該新エネルギー利用等の計画実施に伴い必要となる資金の金融機関からの借入れが円滑に行われ、新エネルギー利用等を促進することを目的として創設されたものであり、社会的・経済的意義を果たしてきた。</p>		
2. 効率性（事業計画、実施体制、費用対効果）		
① 事業計画		
<p>債務を保証するに当たっては、保証債務履行（代位弁済）リスクを可能な限り少なくするため、審査において金融機関と連携を図るとともに、事業性、収益性等を客観的に評価して採択を決定するプロセスをとっている。</p> <p>また、新エネルギー事業を取り巻く環境の変化から、近年、風力発電事業に代表される様に新エネルギー関係事業の大型化等により、1 事業当たりの保証額が制度創設当初と比べて多額化する傾向にあることを踏まえ、本制度の安定運用を図ることを目的として、平成 20 年度より債務保証条件を以下の通り変更する等の措置を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 事業・1 グループ当たりの保証限度額：15 億円（従来 20 億円、平成 22 年度より 10 億円） ・ 保証範囲：貸付金額の 80%（従来 90%） <p>あわせて、保証審査の更なる充実を図るため、平成 20 年度より保証審査時に企業投資等に関する知見を有した外部有識者から助言を受ける仕組みを構築するとともに、保証中案件の事業状況について現地確認を行い、保証審査・管理の適正化に努めている。</p>		
② 費用対効果		
平成 22 年度は債務保証 1 件の審査を行ったが、保証実績はない。		

3. 有効性（目標達成度、社会・経済への貢献度）

平成 22 年度は、新規保証実績はないが、これまで 22 事業の債務保証を実施してきており、国内における新エネルギーの導入促進に一定の貢献を果たしてきた。

一方、近年の環境の変化に伴い保証先事業者の経営悪化等による債務不履行により貸付金融機関に対し保証債務を履行（代位弁済 2 件）しており、今後、本求償債権の回収に関して求償先事業者と協議を行っていくなど、適切な債権管理に努めていく。

債務保証実績を以下に示す。

債務保証実績の推移(各年度採択ベースで計上。複数年事業の事業数については事業初年度に計上。)

平成 09 年度	3 件 (3 事業)	184, 102 千円	風力発電事業（繰上償還済み）
平成 10 年度	2 件 (1 事業)	530, 730 千円	風力発電事業、廃棄物燃料製造（RDF）（一部繰上償還）
平成 11 年度	3 件 (3 事業)	320, 453 千円	風力発電事業（一部繰上償還）
平成 12 年度	2 件 (0 事業)	527, 400 千円	風力発電事業（一部繰上償還）
平成 13 年度	1 件 (1 事業)	745, 020 千円	廃棄物熱利用事業（繰上償還済み）
平成 14 年度	3 件 (2 事業)	672, 840 千円	廃棄物熱利用事業継続、風力発電事業（一部繰上償還）
平成 15 年度	4 件 (2 事業)	478, 620 千円	風力発電事業（一部繰上償還）
平成 16 年度	8 件 (5 事業)	4, 870, 849 千円	風力発電事業、廃棄物燃料製造（一部繰上償還）
平成 17 年度	3 件 (1 事業)	285, 911 千円	風力発電事業、廃棄物発電
平成 18 年度	5 件 (2 事業)	2, 025, 945 千円	風力発電事業、バイオマス発電、バイオマス熱利用
平成 19 年度	9 件 (2 事業)	2, 236, 286 千円	バイオマス発電、バイオマス燃料製造
平成 20 年度	0 件 (0 事業)	0 千円	
平成 21 年度	0 件 (0 事業)	0 千円	
平成 22 年度	0 件 (0 事業)	0 千円	

合 計 43 件(22 事業) 12, 878, 156 千円

平成 22 年度末保証残高：25 件(11 事業) 5, 560, 222 千円

平成 22 年度末求償債権の残高：2 件 (2 事業) 585, 103 千円

なお、現在議論されている全量買取制度において、新エネルギーを含めた再生可能エネルギーを買取の対象とする方向で検討が進められており、新エネルギー技術が向上する中、当該全量買取制度によって事業性判断が容易になることから、「経済産業省所管独立行政法人の改革について（平成 22 年 4 月 19 日経済産業省）」において「新エネルギー債務保証業務（20 億円）は、新規の引受を停止することとし、出資金については既存の保証契約で必要な額が確定した後に財務当局と調整の上、不要額を国庫返納する」とされた。

4. 優先度（事業に含まれる各テーマの中で、早い時期に、多く優先的に実施するか）

特になし。

5. その他の観点（公平性等事業の性格に応じ追加）

特になし。

6. 総合評価

① 総括

制度が創設された平成9年度から平成22年度まで、22事業の債務保証を実施してきており、国内における新エネルギーの導入促進に一定の貢献を果たしてきた。

一方、近年の環境の変化に伴い保証先事業者の経営悪化等による債務不履行により貸付金融機関に対し保証債務を履行（代位弁済2件）しており、今後、本求償債権の適切な管理・回収に努めていく。

② 今後の展開

債務保証中案件については、状況の変化に対して速やかに対応できるように、保証先事業者及び貸付金融機関より適時情報を入手し、適正な管理に努める。求償権案件については、債権回収額の最大化に向けた管理・回収に努める。

なお、本制度については、行政改革推進本部決定（平成18年12月24日）で、「本制度の在り方及びNEDO技術開発機構で業務を実施する必要性について、第2期中期目標終了時に改めて検討し、結論を得る」こととされた。加えて、現在議論されている全量買取制度において、新エネルギーを含めた再生可能エネルギーを買取の対象とする方向で検討が進められており、新エネルギー技術が向上する中、当該全量買取制度によって事業性判断が容易になることから、「経済産業省所管独立行政法人の改革について（平成22年4月19日経済産業省）」において「新エネルギー債務保証業務（20億円）は、新規の引受を停止することとし、出資金については既存の保証契約で必要な額が確定した後に財務当局と調整の上、不要額を国庫返納する」とされた。このような状況を踏まえ、NEDOとしても、今後、新規引受は行わないこととした。